



ホシノ新聞

自由民主

LIBERAL & DEMOCRATIC

自由民主党ホームページ

http://www.jimin.jp

号外号

発行
自由民主党
〒100-8910 東京都千代田区永田町1-11-23
電話：03-3581-6211

2012.7月号

星野つよし

発行元：自由民主党神奈川県第12選挙区(藤沢市・寒川町)支部 支部長
〒252-0804 神奈川県藤沢市湘南台7-38-4 TEL：0466-45-0725 FAX：0466-45-0752

http://t-stars.com @hossys Hoshino tsuyoshi(星野剛士)

自民党の憲法改正草案

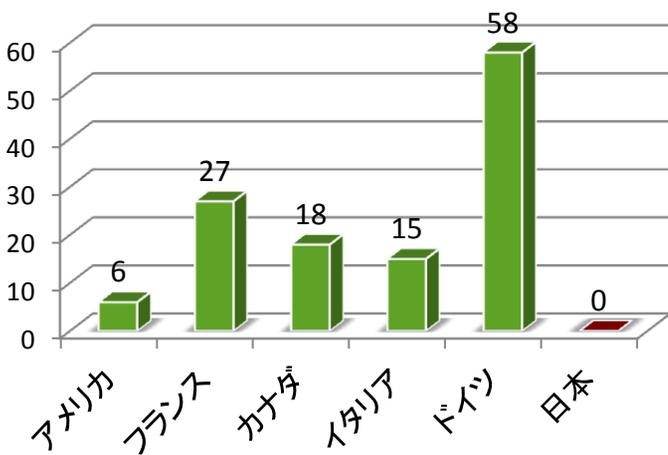
日本らしさを踏まえ、自らが作る「日本国憲法」

日本が独立を回復して60年目の今年4月、自民党は『憲法改正草案』を発表しました。日本の歴史と伝統を踏まえ、日本人が自ら考え、作る「日本国憲法」の草案です。今の日本国憲法は65年前に施行されましたが、連合国の占領下という特異な状況下で作られたものでGHQ(連合国総司令部)の考え方が色濃く反映されています。

- 昭和31年 4月 「中間報告-憲法改正の必要と問題点」
- 昭和47年 6月 「憲法改正大綱草案(試案)
-憲法改正の必要とその方向」
- 昭和57年 8月 「日本国憲法総括中間報告」
- 平成17年11月 「新憲法草案」
- 平成24年 4月 「日本国憲法改正草案」

自民党憲法改正に向けた提言の歴史

戦後の憲法改正回数



国際情勢が激変する中、全ての主要国は少なくとも6回(米国)、多い国(ドイツ)では58回も憲法改正を行っています。一方、我が国では、左翼陣営が「不磨の大典」のごとく主張し続けたこともあり、一度たりとも憲法改正は行われていません。私見ですが、最高法規を改正もできないという「怠慢」が現在の政治不信の基層にあると考えます。保守政党自民党の結党の原点は「自主憲法制定」です。今回の『憲法改正草案』を基本にすえ、憲法改正を実現することは最重要な国民的課題だと信じます。

ホシノテレビ
http://j.mp/hossys USTREAM

毎月第一水曜夜9時~Ustreamネットテレビ配信中!

パソコン、スマートフォンから、カタカナで「ホシノテレビ」と検索で、過去の録画もすべて見られます。

番組に協力していただけるサポーター、出演者も募集中。

出演者
募集中!

ボランティア募集

星野つよしの活動を支援していただけるボランティアスタッフを募集しております。詳しくは、星野つよし公式ホームページまたは星野事務所 (tel 0466-45-0725) までご連絡、お問合せください。



星野つよしプロフィール 昭和38年8月8日生まれ・昭和54年 藤沢市立長後中学校卒・昭和57年 神奈川県立鶴嶺高等学校卒・昭和62年 NYエルマイラ大学国際関係学科卒・昭和63年 日本大学法学部新聞学科卒・昭和63年 産経新聞入社社会部記者・平成7年~19年 神奈川県議会議員三期・平成20年 藤沢市長選挙立候補・現在経営コンサルティング会社取締役



自民党 「日本国憲法改正草案」 の概要(抜粋)

前文 長い歴史と固有の文化

- ・ 国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つの原則を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概を表明
- ・ 日本国民は、予期伝統とわれわれの国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する、と憲法の意義と目的を明記

第1章 天皇

- ・ 天皇は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴
- ・ 国旗は日章旗、国家は君が代とし、元号の規定も新設

第2章 主権を守る現実的安全保障

- ・ 平和主義は継承し、戦争放棄規定を踏襲するとともに、自衛権を明記し、国防軍の保持を規定。
- ・ 「国は主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」と領土の保全等の規定を新設

第3章 国民の権利及び義務

- ・ 選挙権（地方選挙を含む）について国籍要件を規定
- ・ 「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される」として家族の尊重、家族は互いに助け合うことを規定
- ・ 環境保全の責務、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮を新たに規定

第9章 緊急事態条項

- ・ 緊急事態に対処する規定が現行憲法にないことを反省し新設。外部からの武力攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを宣言。この場合においても基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならないと定めています。

第10章 憲法改正の発議要件

- ・ 憲法改正がこれまで一度もなされていない最大の理由、憲法改正の発議要件を衆参それぞれの3/2以上から過半数へ緩和。承認については、これまで通り国民の投票において有効投票の過半数を必要とする、としています。

主要な改正点を上記に挙げました。その他、全体で11章、110ヶ条の構成としています。改正草案全文は、自民党ホームページ(www.jimin.jp)にて公開しています。

ご意見ください

ホシノ新聞は月に1回発行しています。ご意見、ご感想を下記までメール、FAXにてお寄せください。

メール： hosino@t-stars.com
FAX： 0466 (45) 0752 星野事務所宛

みなさまからのご意見お待ちしております。

